

介護保険におけるインターネット請求開始について

インターネット請求

介護保険の伝送請求は、従来は ISDN 回線のみでしたが、平成 26 年 11 月からインターネット請求が可能となり、平成 30 年 4 月より ISDN 回線が廃止されインターネットのみ可能となりました。

インターネット請求の概要につきましては、本会ホームページに掲載しております「介護給付費等のインターネット請求について」をご覧ください。

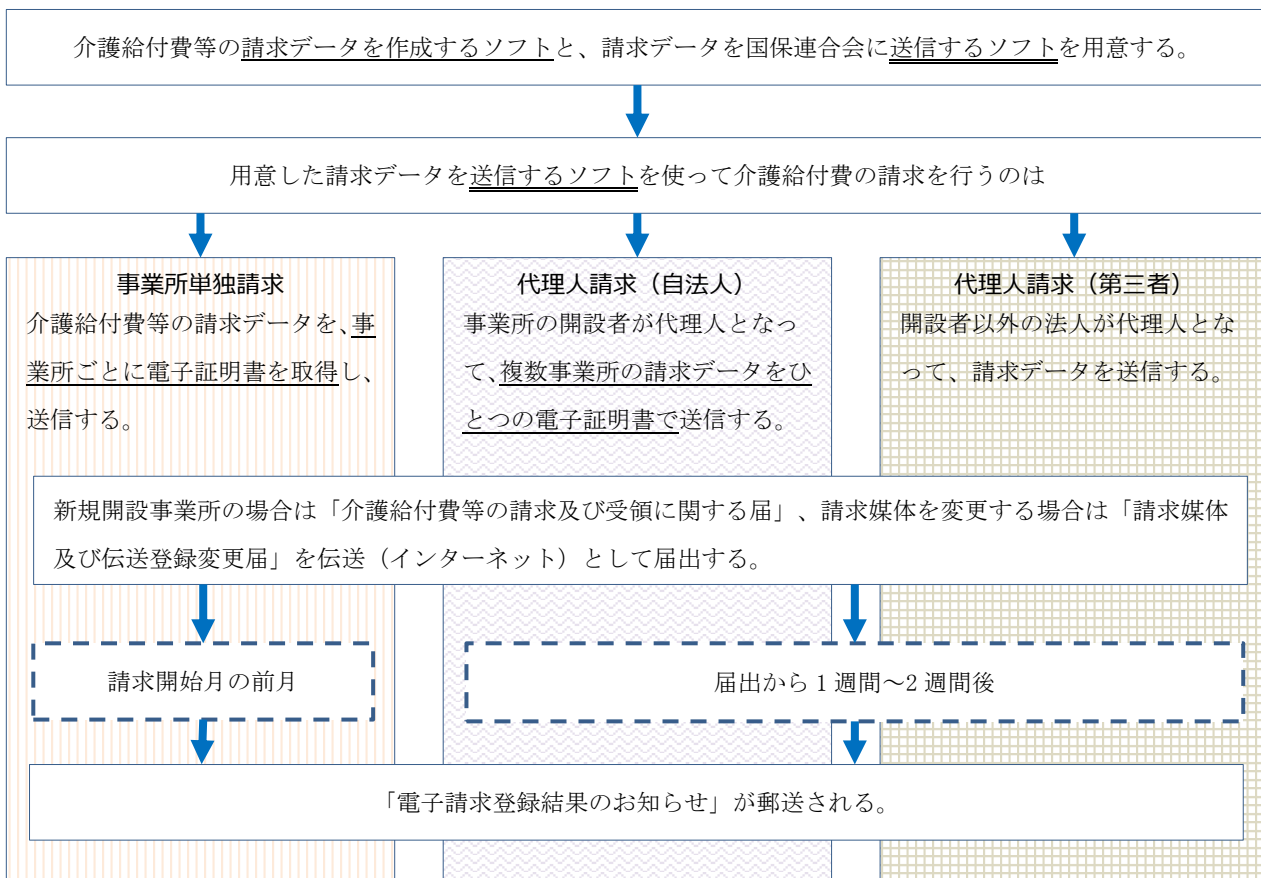
インターネット請求開始までの流れ

インターネット請求開始の申請

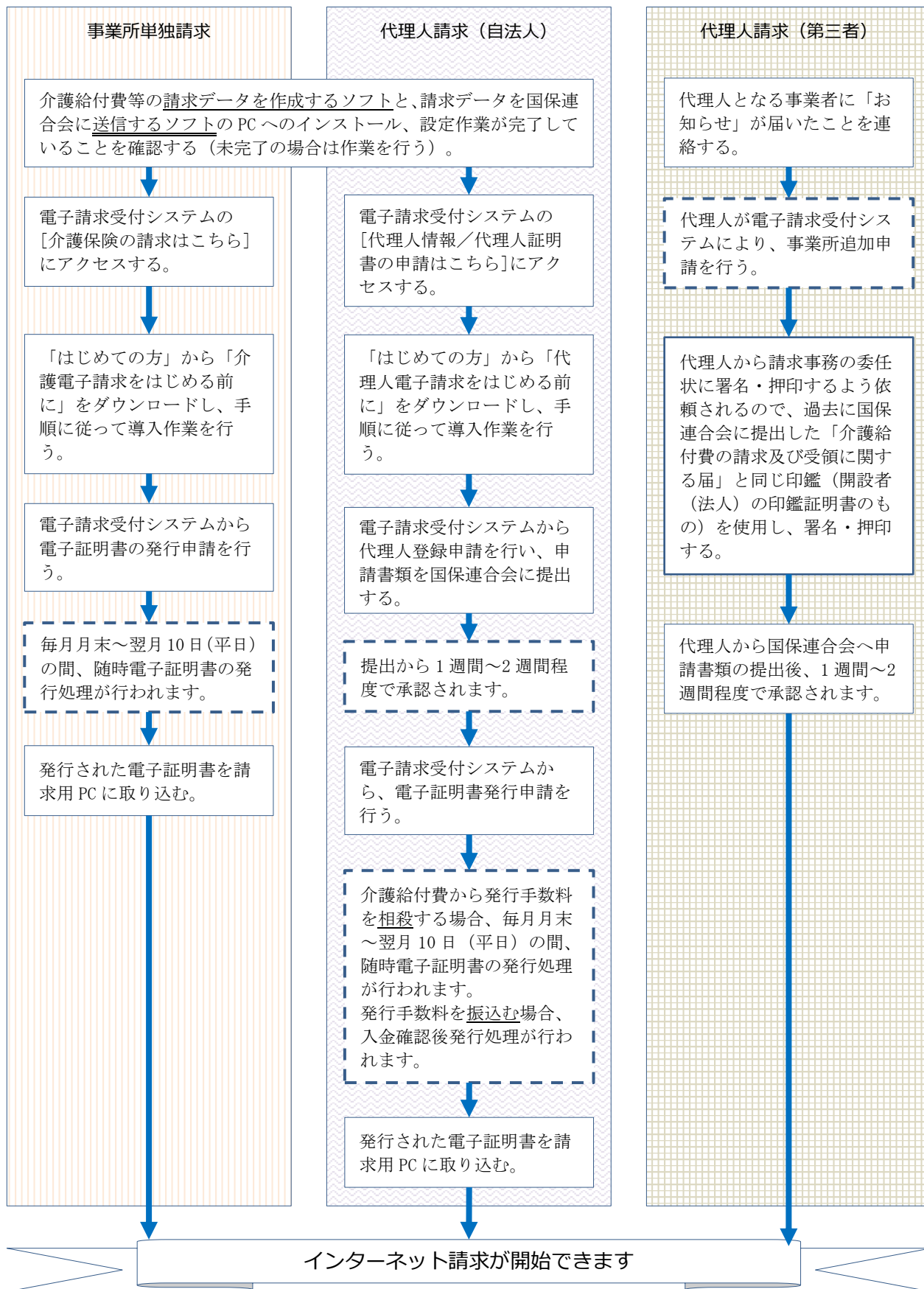
新規開設事業所の場合は、「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の届出時に「伝送（インターネット）」を選択し、届出してください。

既設の事業所が CD-R 等から請求媒体を変更する場合は、「請求媒体及び伝送登録変更届」によって申請を行ってください。

以下のとおり、「電子請求登録結果のお知らせ」を郵送いたします。



「電子請求登録結果のお知らせ」が届きましたら、以下の流れのとおり手続きを行います。



電子請求登録結果のお知らせが届いたら

インターネット請求を開始する場合は、電子請求受付システムに掲載されている「介護請求をはじめの前に」をご確認ください。

- ◇ 電子請求受付システム総合窓口 (<http://www.e-seikyuu.jp/>)
「介護保険の請求はこちら」→「はじめての方」

代理人請求（自法人）の場合は、代理人情報の申請が必要となります。電子請求受付システムに掲載されている「代理人申請電子請求をはじめの前に」をご確認ください。

- ◇ 電子請求受付システム総合窓口 (<http://www.e-seikyuu.jp/>)
「代理人情報／代理人証明書の申請はこちら」→「はじめての方」

電子証明書の取得

インターネット請求を行うにあたり、電子証明書を取得する必要があります。

電子証明書発行手数料と支払方法

証明書利用区分	ユーザ	発行手数料	支払方法
介護・障害共通証明書	代理人	13,900 円	◇ 電子請求受付システムより請求書をダウンロードし、振込払い。 ◇ 介護給付費からの相殺。
介護保険証明書	代理人	13,200 円	
	事業所		介護給付費からの相殺。
障害者総合支援証明書	代理人	7,800 円	電子請求受付システムより請求書をダウンロードし、振込払い。
	事業所		障害福祉サービス費等からの相殺

- ◇ 各証明書は、発行より3年間有効です。
- ◇ 請求書による振込払いの場合、本会で入金を確認できましたら発行手続きを行います。
- ◇ 障害者総合支援証明書をお持ちの代理人が、新たに介護保険事業所を登録しようとする場合、「介護・障害共通証明書」の発行申請が必要となります。
「障害者総合支援証明書」では介護保険の請求を行うことが出来ませんので、ご注意ください。
- ◇ 介護給付費からの相殺の場合、入金予定の介護給付費等が発行手数料に満たない場合、翌月の入金から残額を相殺いたします。
なお、3月入金（2月審査分）で相殺しきれなかった場合、本会より請求書を発行して期日までにお振込みいただくようお願いする場合がございます。
- ◇ 介護給付費からの相殺の場合、事項の「電子証明書発行スケジュール」を参照し、電子証明書が発行済みになるとダウンロードが可能です。
発行後、初回の介護給付費請求に対する入金から相殺することで、発行手数料をお支払いいただきます。

※ 電子証明書発行手数料の相殺前に電子請求受付システムにログインすると、「手数料残高があるため新たに申請できません」とメッセージが出る場合がございますが、電子証明書のダウンロードは可能です。

(電子証明書の申請後、手数料の入金(相殺)が確認できない間は別の電子証明書を申請することができないため、システム上表示されてしまうメッセージです)

電子証明書発行スケジュール

本会では、毎月末(28日ごろ)から翌月の請求期間(10日まで)の平日に、電子証明書の発行申請手続きを行います。

手続きが終了しましたら、電子請求受付システムからダウンロードが可能となりますので、ダウンロード後はお使いの伝送用PCへのインストール等をお願いします。

問い合わせ先

インターネット請求に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

- ◇ 届出、ID・パスワードの発行に関すること
システム管理課 システム管理係

- ◇ 介護給付費の請求方法について
介護・障害者支援課 介護審査係

- ◇ 電子請求受付システムの操作に関すること
介護電子請求ヘルプデスクにお問合せください。
 - 受付時間
 - 請求期間(1日～10日。日曜、祝日を除く)
平日…10:00～19:00、土…10:00～19:00
 - 請求期間以外(11日～月末。土曜、日曜、祝日を除く)
平日…10:00～17:00
 - 電話番号
0570-059-402